(イ)　平成15年度以降に設計業務が完了した、延べ面積が10,000㎡以上の病院（医療法第１条の５第１項に規定する「病院」）の新営（増改築を含む。増築の場合は工事対象範囲の床面積が10,000㎡以上とする。）で病床を有する建築物に係る実施設計業務において管理技術者、主任技術者又は担当技術者として従事した実績を有すること。

(ウ)　平成15年度以降に設計業務が完了した、鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の建築物に対する、免震構造の新営（増改築を含む。）又は免震工法を用いた耐震改修工事に係る実施設計業務において管理技術者、主任技術者又は担当技術者として従事した実績を有すること。

※(イ)と(ウ)は、どちらの条件も満たす同一建築物の実績も可とする。

③　主任技術者（建築（意匠））（基本設計・実施設計）の資格　主任技術者（建築（意匠））は、次に掲げる(ア)、(イ)の資格要件を満たすこと。

(ア)　建築士法（昭和25年法律第202号）第２条第２項の規定に基づく一級建築士であること。

(イ)　平成15年度以降に設計業務が完了した、延べ面積が10,000㎡以上の病院（医療法第１条の５第１項に規定する「病院」）の新営（増改築を含む。増築の場合は工事対象範囲の床面積が10,000㎡以上とする。）に係る実施設計業務に従事した実績を有すること。

④　主任技術者（建築（構造））（基本設計・実施設計）の資格　主任技術者（建築（構造））は、次に掲げる(ア)、(イ)の資格要件を満たすこと。

(ア)　建築士法（昭和25年法律第202号）第２条第２項の規定に基づく一級建築士又は建築士法第10条の２第１項の規定に基づく構造設計一級建築士であること。

(イ)　平成15年度以降に設計業務が完了した、鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造かつ延べ面積が10,000㎡以上の建築物に対する、免震構造の新営（増改築を含む。増築の場合は工事対象範囲の床面積が10,000㎡以上とする。）又は免震工法を用いた耐震改修工事に係る実施設計業務に従事した実績を有すること。

⑤　主任技術者（電気設備）（基本設計・実施設計）の資格　主任技術者（電気設備）は、次に掲げる(ア)、(イ)の資格要件を満たすこと。

(ア)　建築士法（昭和25年法律第202号）第10条の２第２項の規定に基づく設備設計一級建築士又は建築士法施行規則第17条の18の規定に基づく建築設備士であること。

(イ)　平成15年度以降に設計業務が完了した、延べ面積が10,000㎡以上の病院（医療法第１条の５第１項に規定する「病院」）の新営（増改築を含む。増築の場合は工事対象範囲の床面積が10,000㎡以上とする。）に係る実施設計業務に従事した実績を有すること。

⑥　主任技術者（機械設備）（基本設計・実施設計）の資格　主任技術者（機械設備）は、次に掲げる(ア)、(イ)の資格要件を満たすこと。

(ア)　建築士法（昭和25年法律第202号）第10条の２第２項の規定に基づく設備設計一級建築士又は建築士法施行規則第17条の18の規定に基づく建築設備士であること。

(イ)　平成15年度以降に設計業務が完了した、延べ面積が10,000㎡以上の病院（医療法第１条の５第１項に規定する「病院」）の新営（増改築を含む。増築の場合は工事対象範囲の床面積が10,000㎡以上とする。）に係る実施設計業務に従事した実績を有すること。

⑦　監理技術者の資格　施工企業の監理技術者は、それぞれ次に掲げる(ア)、(イ)、(ウ)の資格要件を満たすこと。なお、監理技術者は、現場代理人を兼任することができる。

(ア)　建築士法（昭和25年法律第202号）第２条第２項の規定に基づく一級建築士又は建設業法（昭和24年法律第100号）第27条に基づく一級建築施工管理技士であること。

(イ)　平成15年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した、延べ面積が10,000㎡以上の病院（医療法第１条の５第１項に規定する「病院」）の新営（増改築を含む。増築の場合は工事対象範囲の床面積が10,000㎡以上とする。）で病床を有する建築物に係る建築一式工事において監理技術者、主任技術者、担当技術者又は現場代理人として従事した実績を有すること。

(ウ)　平成15年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した、鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の建築物に対する、免震構造の新営（増改築を含む。）又は免震工法を用いた耐震改修工事に係る建築一式工事において監理技術者、主任技術者、担当技術者又は現場代理人として従事した実績を有すること。

※(イ)と(ウ)は、どちらの条件も満たす同一建築物の実績も可とする。

3　優先交渉権者を選定するための評価項目　実施説明書、優先交渉権者決定基準等に記載する評価基準により行った評価結果に基づき、優先交渉権者を選定する。

4　手続等

(1)　担当部局　〒305―8577 茨城県つくば市天王台１丁目１―１　国立大学法人筑波大学施設部　施設企画課工事・経理係　電話029―853―2282（９時00分から17時00分まで。ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）は除く。）メールアドレスst.skikakuka@un.tsukuba.ac.jp

(2)　実施説明書の交付期間及び場所　平成31年１月15日（火）から平成31年１月31日（木）まで。ただし、休日は除く、毎日の９時00分から17時00分まで。(1)に同じ。
文部科学省電子入札システムホームページ（http://portal.ebid.mext.go.jp/）よりダウンロードすること。

(3)　参加表明書の提出期限、場所及び方法　平成31年２月19日（火）から平成31年２月20日（水）12時00分まで。(1)に同じ。電子入札システムにより提出すること。なお、契約担当役の承諾を得た場合は、持参又は郵送（郵便書留等の配達記録が残るものに限る。提出期限内必着）すること。なお、ファクシミリによるものは受付けない。

(4)　技術提案書・見積書の提出期限、場所及び方法　平成31年４月11日（木）から平成31年４月12日（金）12時00分まで。(1)に同じ。電子入札システムにより提出すること。なお、契約担当役の承諾を得た場合は、持参又は郵送（郵便書留等の配達記録が残るものに限る。提出期限内必着）すること。なお、ファクシミリによるものは受付けない。

5　その他

(1)　手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

(2)　契約保証金　納付。ただし、有価証券等の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

(3)　虚偽の内容が記載されている参加表明書又は技術提案書は、無効とする。

(4)　手続における交渉の有無　有

(5)　契約書作成の要否　要

(6)　当該業務に直接関係する他の業務の契約を当該業務の契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無　無

(7)　技術提案書についての技術対話を行う。技術対話の詳細は、実施説明書による。

(8)　関連情報を入手するための照会窓口　記４(1)に同じ

(9)　詳細は実施説明書による。

6　Summary

(1)　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Toshikazu Ishino, Finance Vice President, University of Tsukuba

(2)　Classification of the services to be procured : 41, 42

(3)　Subject matter of the contract : Design and renovation work of Ward B in University of Tsukuba Hospital

(4)　Time-limit to express interests by electronic bidding system : 12:00 AM 20, February, 2019.

(5)　Time-limit for the submission of proposals by electronic bidding system : 12:00 AM 12, April, 2019.

(6)　Contact point for documentation relating to the proposal : Division of Facilities Planning, Department of Facilities, University of Tsukuba 1―1―1, Tennodai Tsukuba City, Ibaraki, Japan 305―8577, TEL 029―853―2282.